



令和元年 11月 1日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市民病院が地域医療支援病院 の承認を受けました。

豊川市民病院では、本年度、愛知県に対して地域医療支援病院（※）の申請を行っていましたが、令和元年 10月 28 日付で愛知県知事から承認を受けました（東三河地域では、豊橋市民病院に次いで 2 番目の承認）。引き続き当院は、地域の医療機関を始め関係機関の皆様との連携の推進に取り組み、地域全体の医療の質の向上と、地域の住民へより良い医療の提供に努め、地域の中核病院としての役割を果たしてまいります。

なお、承認に伴って、法律などに基づき、紹介がない場合、初診時の加算額が引き上げられます。また、当院から他の医療機関を紹介したにもかかわらず、再度当院を受診した場合にも、再診時の加算額をいただくこととなります。初診時は、かかりつけ医・歯科医からの紹介状をお持ちの上、受診していただきますようお願ひいたします。

（※） 地域医療支援病院：患者の一番身近な「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」を支援し、これらの医療機関と役割を分担し、互いに連携することで地域医療の充実を図ることを目的として、二次医療圏ごとに整備される病院のこと。

記

●診療料に加算される額 【令和元年 11月 1日（金）より適用】

	変更前	変更後
初診時に他の医療機関の紹介状がない方	医科：3,300円 歯科：3,300円	医科：5,500円 歯科：3,300円
豊川市民病院が他の医療機関を紹介したにもかかわらず、自己の都合により、再度、豊川市民病院を受診する方		医科：2,750円 歯科：1,650円

以上

【お問合せ先】

豊川市民病院 患者サポートセンター 中西、医事課 向山
TEL:0533-86-1111 E メール:byoinkansapo@city.toyokawa.lg.jp
byoiniji@city.toyokawa.lg.jp